

警 総 甲 達 第 6 号
平成 17 年 6 月 24 日
〔 改正 令和 2 年 3 月 5 日 〕
警 総 甲 達 第 1 号

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察広報プロジェクトチーム設置要綱の制定について

福井県警察においては、県民の理解と協力を得るために積極的な広報の実施による説明責任の完遂等を図っているところであるが、更に各部間の調整を図り、より効率的な広報を実施していくため、別添のとおり福井県警察広報プロジェクトチーム設置要綱を制定したので適正な運用に努められたい。

別添

福井県警察広報プロジェクトチーム設置要綱

1 目的

この要綱は、警察広報に関する各部間の連携及び調整を図るための組織の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより警察の各施策に対する積極的な広報を推進し、もって、警察活動に対する県民の深い理解と協力を得ることを目的とする。

2 設置

本部に警察広報プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

3 任務

プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討することを任務とする。

- (1) 効果的広報のための広報手法、内容及び時期に関すること。
- (2) 各部にまたがる企画広報等に関する連携及び調整に関すること。
- (3) その他広報に関する連絡及び調整に関すること。

4 組織

プロジェクトチームの組織は、総務課長、総務課広報室長及び警務課企画室長並びに各部の管理官の職にある者をもって構成する。

5 会議

- (1) プロジェクトチームの会議は、管理官会議終了後のほか、必要に応じて実施する。
- (2) 総務課長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。この場合、本部の警務課長と協議するものとする。

6 庶務

プロジェクトチームの庶務は、総務課において行う。